

## Ⅲ. 景観計画区域及び景観形成の方針



### 1. 景観計画区域

本市では、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を天草市全域とし、市全域で景観の形成に取り組みます。

#### ■ 全市域を景観計画区域とする理由

##### ● これまでの取り組みから

本市では、これまで市全域で大規模建築物等に対する景観形成の誘導を図るとともに、県指定の景観形成地域（有明海沿岸、本渡・五和の一部、牛深の一部）や天草町の景観を守り育てる条例により、良好な景観形成に向けた先駆的な取り組みを推進してきました。

##### ● 本市の景観特性から

市域の大部分が山々の緑で覆われ、周囲は藍く澄んだ海に囲まれています。その豊かな自然と歴史の中で培われてきた文化などによって、本市固有の景観資源が育まれ、天草らしい景観が形成されています。

本市の景観は、これらの自然、歴史、文化が調和することで形成されており、限られた一部の区域を「景観の保全、形成を図る必要のない区域」として、景観計画の対象から除外することは、一体感ある景観形成を図る上で支障となります。

##### ● 本市が目指すまちづくりの理念から

本市は、天草市総合計画において、「日本の宝島“天草”の創造」を掲げ、市域を対象に、誰もが誇りに思い、心豊かに暮らせる宝の島づくりを目指しています。その宝島の「宝物」である景観資源は、市域全体に点在しており、その保全と再生、活用を図った景観形成への取り組みは市全域で行う必要があります。

##### ● 景観法活用の視点から

景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等の指定は、景観計画区域に限られています。市民の景観に対する意識向上のためには、対象区域を市全域としておくことが必要です。

景観計画は、景観計画区域内において、よりきめ細かな景観づくりのため策定する計画であり、広域に設定することが望ましいと考えます。

■ 景観計画区域

